

社会人の方へ

専門実践教育訓練給付金のご案内

働いたことが3年以上ある方（雇用保険の被保険者が3年以上ある方）

最大 112万円 支給されます!!

専門実践教育訓練給付金制度とは

職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的なキャリア形成の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする制度です。

支給対象となる方

- ①雇用保険の被保険者（在職中）
受講開始日に、支給要件期間が3年以上ある方
- ②雇用保険の被保険者であった者
被保険者資格を喪失した日（離職した翌日）以降、受講開始日までに1年以内でありかつ、支給要件が3年以上ある方
※その他、詳しくは住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

支給額

- ①教育訓練給付金（受講料の50%）

最大支給額 40万円/1年間
※2年間で最大80万円

- ②資格取得後、1年以内に雇用された場合（受講料の20%）

最大支給額 16万円/1年間

※①と合わせて受講料の70%に相当する金額が支給されます

支給対象となる学科・コース

トリマー学科



2年制 男・女

●目指す職業

トリマー・
ペットショップスタッフ

飼育・しつけ学科



2年制 男・女

●目指す職業

動物飼育管理者・
ドッグトレーナー・
ペットショップスタッフ

動物看護師学科



2年制 男・女

●目指す職業

動物看護師

支給の手続き方法

- ① ジョブカードを作成します。
- ② 受講開始1か月前までにハローワークに受給資格確認手続きを行います。
- ③ 受講開始後は6か月ごとに支給申請をします。
- ④ 雇用された場合は翌日から1か月以内に支給申請をします。

※その他、詳しくは住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。